

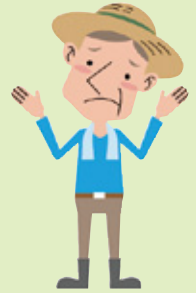
農地を有効に利用せず遊休農地にしていると固定資産税が高くなります

農業委員会では農地法に基づき毎年農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施しています。

意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、場合によっては課税強化となります。

平成29年度の意向調査については、8月～10月に実施する農地の利用状況調査で遊休農地と判断された場合にその耕作者に送付いたします。(相対で貸し借りをされている方には所有者)

自分で遊休農地を解消できない場合は、農地中間管理機構をご利用ください。



農地中間管理機構について

農地の貸借を進める新しい仕組みです。

担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、農地の中間的な受け皿になる機関です。

栃木県では、公益財団法人栃木県農業振興公社が農地中間管理機構として、県の指定を受けています。

農地中間管理事業の仕組み

農地を貸したいなあ



出上手

借受け

出上手から農地を借受け、規模拡大を進めたい担い手等に貸し付けます。



農地中間管理機構 【(公財) 栃木県農業振興公社】

貸付け

規模拡大するぞ！



地域の担い手

農業を始めます！



新規就農者

連携・協力



農政課
市町の農政担当課、市町農業公社、農協などに相談窓口を設置しています。

注意：農地中間管理機構が借り受けられない農地があります

利用意向調査で農地中間管理事業を利用する意向を示しても、法律及び農地中間管理事業規程により、以下の農地は借り受けすることが出来ません。その場合、農地中間管理機構からその旨通知されることがありますので、予め御了承願います。

【農地中間管理機構が借り受けられない農地】

- ・当該遊休農地のある地域に十分な借受希望者がいない農地
- ・機構が借り受けても貸付が見込めない農地
- ・境界不明の農地
- ・未相続の農地 など

当該通知があった農地は、勧告の対象外となり、**固定資産税は増税されません。**

(注) 通知の発出は、利用意向調査の回答から数ヶ月の期間をいただく場合があります。

【問い合わせ先】 ○利用意向調査について ⇒ 下野市農業委員会 ☎32-8915

○農地中間管理機構について ⇒ 農地中間管理機構(栃木県農業振興公社) ☎028-649-0818